

(目的)

第1条 いいだ人形劇フェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いいだ人形劇フェスタ(以下「フェスタ」という。)の財政的な基盤を強め、また一定の権利を保全するために、フェスタの趣旨に賛同して製作および販売される商品等(以下「関連商品等」という。)の取り扱いに関する要綱を定める。

2 関連商品等を製作および販売しようとする者は、この要綱の定めるところに従わなければならない。

(関連商品の種類)

第2条 実行委員会は、関連商品等を「公式関連商品等」、「公認関連商品等」及び「承認関連商品等」に分類して取り扱うこととする。

2 「公式関連商品等」とは、実行委員会が製作する関連商品等をいう。

3 「公認関連商品等」とは、フェスタのシンボルマーク、ロゴタイプ、参加証のデザイン等の意匠を使用したもので、実行委員会が認めた関連商品等をいう。

4 「承認関連商品等」とは、フェスタのシンボルマーク、ロゴタイプ、参加証のデザイン等の意匠を使用しないもので、実行委員会が認めた関連商品等をいう。

(関連商品等の認定及び承認)

第3条 関連商品等の製作および販売は、実行委員会が認定した団体等のみが行うことができる。

2 関連商品等の製作および販売を行おうとする団体は、実行委員会に対して製作・販売等の計画を明記した関連商品等認定申請書を提出しなければならない。

3 実行委員会は、申請がなされた場合は直ちに申請を審査し、その結果を申請者に書面で通知しなければならない。

4 関連商品等の認定は継続することができるが、毎フェスタごとに申請を行い更新しなければならない。

5 申請書および審査結果通知書の様式は別に定める。

(認定料の納付)

第4条 関連商品等の製作・販売の認定を受けた団体等は、直ちに別表の認定料を実行委員会に納入しなければならない。

2 認定料は、認定を受けた販売期間を経過した時点で関連商品等の在庫が生じた場合でも返金等しない。

(認証の表示)

第5条 実行委員会は、認定料を納めた申請者に対して、認証の使用を承認しなければならない。

2 実行委員会が認定した関連商品等には、実行委員会が定めた方法で認証の表示をしなければならない。

(関連商品等販売の支援)

第6条 実行委員会は、申請者が関連商品等の販売をフェスタ期間内にフェスタ会場となる場所で行う旨の申し出があった場合に、その場所を優先的に提供する。

2 実行委員会は、認定した関連商品等について実行委員会が行う広報活動において告知等を行う。

3 実行委員会は、認定した関連商品等の斡旋および購入を行うことができる。

4 関連商品等に対するその他の支援については、実行委員会と認定された団体等とが協議する。

(販売の委託)

第7条 地区実行委員会等に関連商品等の販売等を委託する場合には、申請書にその計画を記載し、地区実行委員会等の承認を受けなければならない。なお、実行委員会の認定後、地区実行委員会等への販売委託を行おうとする場合には、フェスタ開催日の30日前までに、実行委員会を経由して地区実行委員会等へ販売委託申請書を提出し承認を受けなければならない。

2 地区実行委員会等の承認を受けた場合は、地区実行委員会等に対して、売り上げ額の5%を下限とし申請書に明記した販売手数料を納めなければならない。

3 フェスタ期間中に開設するおいなんよサロンを販売場所として利用する場合には前2項の規定を準用する。

(販売者の責務)

第8条 実行委員会が提供した場所における販売等は、販売者が責任を持って行わなければならない。

2 地区実行委員会への委託販売等の場合には、関連商品等の納品、返品、代金の回収は販売者が行わな

いいだ人形劇フェスタ関連商品等製作・販売要綱

なければならない。代金の回収の際に、販売手数料を納付しなければならない。

3 実行委員会は、関連商品等の販売が計画に達しなかった場合に一切の関与をしない。

(関連商品等以外の販売)

第9条 関連商品等以外の商品等をフェスタ期間中にフェスタ会場となる場所において販売する場合には、フェスタ開催日の10日前までに実行委員会に届け出て承認を受けなければならない。

2 実行委員会は、届け出があった場合、直ちに審査してその結果を通知しなければならない。

3 販売をしようとする者は、実行委員会の承認を受けた後、直ちに別表の会場使用料を納付しなければならない。但し、実行委員会が主催する事業において物販等が行われる場合の販売者の負担については、当該事業の運営において定める。

4 実行委員会は、使用料を免除することができる。

(類似商品等に関する規制)

第10条 実行委員会の認定を受けていない関連商品等に類似した商品等の製作および販売等を行った者に対し、実行委員会は罰則を科すことができる。

2 類似商品等を扱った者は当分の間、売り上げ計画額の10%を実行委員会および認定を受けた者それぞれに対して納付しなければならない。

(その他)

第11条 本要綱に定めていない事項等については、実行委員会総務部会において別に定める。

第12条 個別の事項等については、販売者等と実行委員会総務部会とが協議して定める。

付則

1. 本規約は、平成11年5月28日から施行する。

2. 本規約は、平成15年2月28日から施行する。

別表(第4、5条関係)

関連商品等の区分	認定料	認証の方法
公式関連商品	無料	実行委員会が定めた認証を商品等に表示 (authorization goods) 認証票を実行委員会が交付
公認関連商品	製作数に販売単価を乗じて得た額の4% (千円未満切り捨て)	実行委員会が定めた認証を商品等に表示 (approval goods) 認証票を実行委員会から購入
承認関連商品	製作数に販売単価を乗じて得た額の3% (千円未満切り捨て)	認証票を貼付した認定通知書を販売場所に掲示 (acknowledgment goods)

別表(第9条関係)

会場等の区分	会場使用料	備考
本部会場	販売日数×5,000円、または売上総額の5%の何れか少ない金額	文化会館・市公民館等 企画運営会議は出店者の申請により、上演劇団がその会場において自ら販売する場合等について、会場使用料の一部又は全部を減免することができる。
特設会場	販売日数×2,000円	セントラルパーク等 企画運営会議は出店者の申請により、会場使用料の一部又は全部を減免することができる。

関連商品等認定申請書

申請日 平成 年 月 日

いいだ人形劇フェスタ実行委員会
 実行委員長 高松 和子 殿

申請者 住所（所在地）
 （届出者）名 称
 代表者氏名

印

いいだ人形劇フェスタ実行委員会が定める関連商品等製作・販売要綱に基づき、下記のとおり申請または届出いたします。

記

申請する行為の区分	公認関連商品等 ・ 承認関連商品等 ・ 関連商品等以外の商品等の販売			
申請または届出をする商品等の名称または種類				
認定を受けようとする関連商品等の販売計画				
製作・販売数量				
販売単価等	円（実行委員会への販売額 円）			
認定料または会場使用料の納付予定額	（要綱別表に定める額）			円
フェスタ期間中の販売予定場所	本部会場 ・ 特設会場 その他（ ）			
フェスタ期間以外の販売計画				
地区実行委員会及び「おいなんよサロン」への販売委託計画				
地区実行委員会または会場名				
おいなんよサロンでの販売	有 ・ 無			
委託の方法、数量など（できるだけ具体的に記入）				
その他				
担当者				

* 関連商品の認定を申請する場合には、一つの関連商品等ごとに申請書を提出すること。

* 申請書のほかに、関連商品等を特定できる資料（見本・写真等）を添付して提出すること。

実行委員会使用欄

承認する		承認しない		
実行委員長	副実行委員長	担当部長	事務局長	事務局

関連商品等認定（承認）結果通知書

平成 年 月 日

申請者 住所（所在地）
名 称
代表者氏名 様

いいだ人形劇フェスタ実行委員会
実行委員長 高松 和子 印

平成 年 月 日付で申請または届出のあったいいだ人形劇フェスタ関連商品等の製作・販売について、いいだ人形劇フェスタ関連商品等製作・販売要綱に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 認定（承認）結果
認定（承認）する 認定（承認）しない
2. 認 定 料（会場使用料）
 - （1）納付額 円
 - （2）納付期日 平成 年 月 日
 - （3）納付先 飯田信用金庫東野支店
普通預金 口座番号 3593484
口座名義 いいだ人形劇フェスタ実行委員会 事務局長 原国人
3. 承認する委託販売先または販売場所
4. その他
 - （1）公式ガイドブック等に掲載します。
 - （2）販売数量が販売計画を上回った場合には、フェスタ期間後 30 日以内に認定料の更正を行い、追加分を納付してください。
 - （3）認証を表示した関連商品等の見本を提出してください。
 - （4）認定を受けていない同様の商品等が販売されている場合には、直ちに実行委員会へ連絡してください。
 - （5）実行委員会に斡旋を希望する場合には、速やかに連絡してください。
 - （6）承認された委託販売先と協議してください。

いいだ人形劇フェスタ実行委員会 事務局
〒395-0051 飯田市高羽町 5-5-1 飯田文化会館内
0265-23-3552・FAX0265-23-3533
E-mail：ibunka@city.iida.nagano.jp